

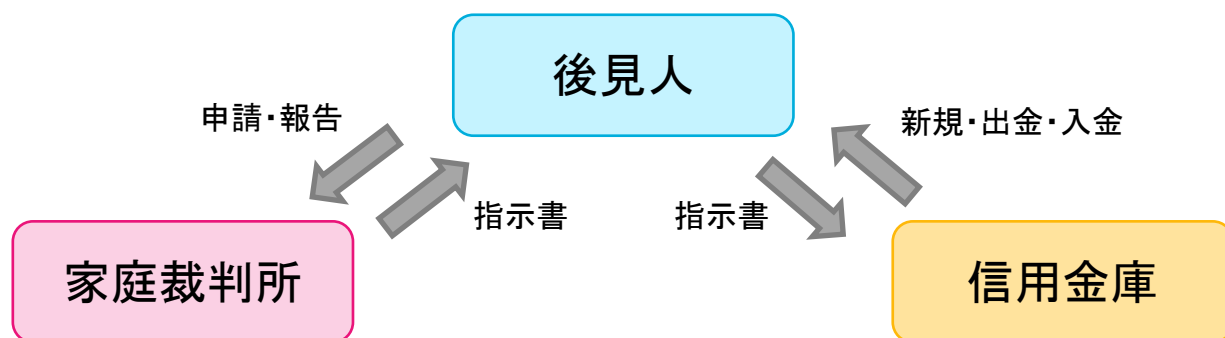
後見支援預金について

宮城県信用金庫協会

後見支援預金とは？

後見人が、裁判所の指示書によって利用できる普通預金です。

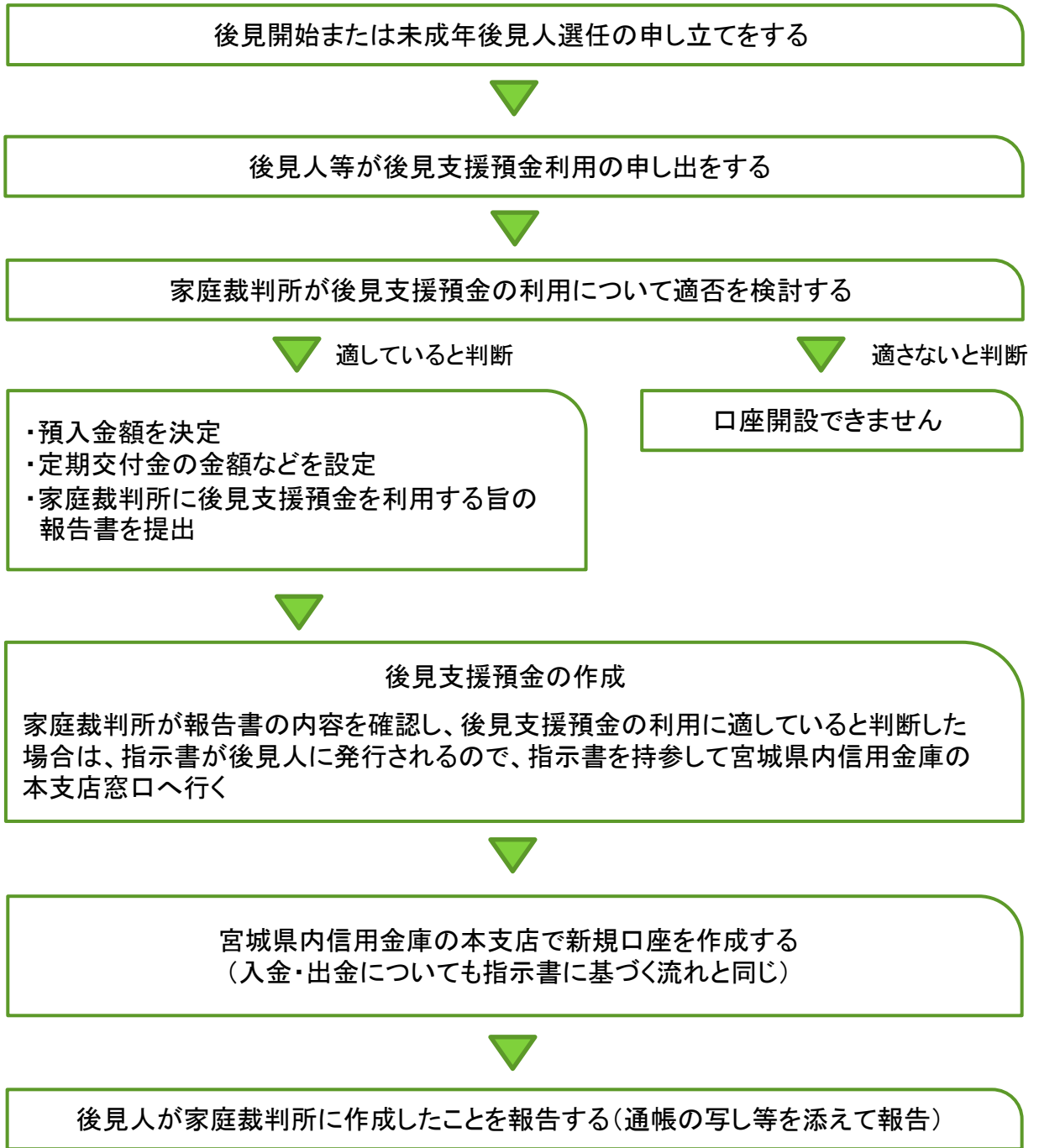
- 被後見人の預金のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は、後見人自身で管理し、残額は「後見支援預金」として、家庭裁判所の指示書に基づき別口座で管理します。
- 後見支援預金口座における入出金は、家庭裁判所の指示書が必要となり、後見人による被後見人の財産管理の透明化が図れます。



✂ 後見支援預金の特徴・メリット

- ・すべての取引(入金・出金・解約等)に家庭裁判所の指示書が必要となります。
- ・普通預金であり、いくらからでも預入することができ、手数料はかかりません。
- ・金利は、定期預金1年もの(300万円未満)の店頭表示金利を適用いたします。
- ・キャッシュカードは発行されません。
- ・後見人が口座を開設できます。
(裁判所の判断により専門職後見人が選任される場合があります。)
- ・現在は「後見」の種類のみの取扱いとなります。
- ・手間やコストをかけず、お取引をそのまま継続することができます。
- ・家庭裁判所が関与することで、「公平性」・「透明性」の高い財産管理が可能となり、後見人の財産管理の負担軽減につながります。

後見支援預金口座開設までの流れ



◆後見支援預金口座開設時に必要なもの◆

- ・指示書
- ・後見人の本人確認書類
- ・登録印鑑
- ・登記事項証明書(原本)
- ・口座開設申込書(本支店にて記入)
- ・預入金(振込される場合は0円で作成できます)

詳しくは、宮城県内の信用金庫本支店窓口へお問い合わせください

後見支援預金 商品概要説明書

平成31年2月1日現在

1. 商品名	後見支援預金
2. 対象者	個人のうち、家庭裁判所が「指示書」を交付した方
3. 期間	期間の定めはありません。 ただし、家庭裁判所の後見終了の判断、もしくは被後見人の方の死亡により預金契約は終了します。
4. 預入	(1) 預入方法 家庭裁判所の「指示書」によりお預入できます。 (2) 預入金額 1円以上 (3) 預入単位 1円単位
5. 払戻方法	家庭裁判所の「指示書」に基づき、口座開設店舗のみで払戻いたします。
6. 利息	■付利型 (1) 適用金利 定期預金1年もの(300万円未満)の店頭表示金利 (2) 利払方法 年2回(2月、8月)の当金庫所定の日に元金に組み入れます。 (3) 計算方法 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位100円とし、1年を365日とする日割計算を行います。 ■無利息型 お利息はつきません。
7. 税金	お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (マル優をご利用の場合は除きます。) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には、「復興特別所得税」(0.315%)が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	_____
9. 付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。 ・キャッシュカードは発行いたしません。 ・各種公共料金等の口座振替はご利用できません。
10. 中途解約時の取扱い	_____
11. 金利情報の入手方法	店頭の金利表示システム、または窓口にご照会ください。



杜の都信用金庫

後見支援預金 商品概要説明書

12. リスクに関する重要事項	(1) 付利型 預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険制度により預金者1人あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。 当金庫に決済用預金(当座預金・無利息型普通預金等)以外の預金が複数ある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。 (2) 無利息型 預金保険制度により全額保護されます。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室(8時30分～17時、電話:022-222-8076)にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所にお申し出ください。
14. その他参考となるべき事項	この預金は、普通預金・無利息型普通預金規定および後見支援預金特別約定により取り扱いさせていただきます。

